



市町村第 596 号
平成 26 年 8 月 27 日

山形県個人情報保護運営審議会会長 殿

山形県知事 吉村 美栄子

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を
利用する事務の拡大について（諮問）

このことについて、下記のとおり定めたいので、住民基本台帳法第 30 条の 9
第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

別添のとおり

別添

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務の拡大について

1 根拠規定

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 30 条の 8 第 1 項第 2 号の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の本人確認情報を利用することができる事務として住民基本台帳法施行条例（平成 14 年山形県条例第 44 号）で規定する事務の範囲を拡大するものである。

2 新たに定める事務

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による父子福祉資金の貸付けに係る債権回収事務

3 利用事務を追加する理由

「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、父子福祉資金についての規定が新設されたことを受け、父子福祉資金の貸付けに係る債権回収事務についても住基ネットを利用できるようにし、住所調査の際に市町村への住民票の請求を省略することで、行政の合理化を図る。

※ 既に条例に規定されている母子福祉資金及び寡婦福祉資金と同様の取扱いとするもの。

4 住基ネットのセキュリティ対策

住基ネットは、法等による制度面からの対策、技術面からの対策及び運用面からの対策により、十分な安全確保対策が施されている。

参 考

1 条例改正案

別紙のとおり

2 施行期日

公布の日から施行する。

3 今後の予定

- ・ 9月中旬 9月議会に条例案を提出
- ・ 10月上旬 条例公布、施行

議第 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「又は」を「、父子福祉資金又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大する等のため提案するものである。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
別表第1	別表第1
1 一略一	1 一略一
2 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの	2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
3～11 一略一	3～11 一略一

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（概要）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

主な改正事項

1. 次世代育成支援対策の推進・強化（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

（法律の有効期限の延長）

① 法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長する。

（新たな認定（特例認定）制度の創設）

② 雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、

・厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度を創設

・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付ける 等

2. ひとり親家庭に対する支援施策の充実（母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正）

（母子家庭等に対する支援の拡充）

① 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施や関係機関の連携等に係る規定の整備など母子家庭等への支援体制の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金（※）等の公課禁止など母子家庭等への支援の強化を図る。

※ 母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。

（父子家庭に対する支援の拡充）

② ①に加え、父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援を拡充するとともに、法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（児童扶養手当と年金の併給調整の見直し）

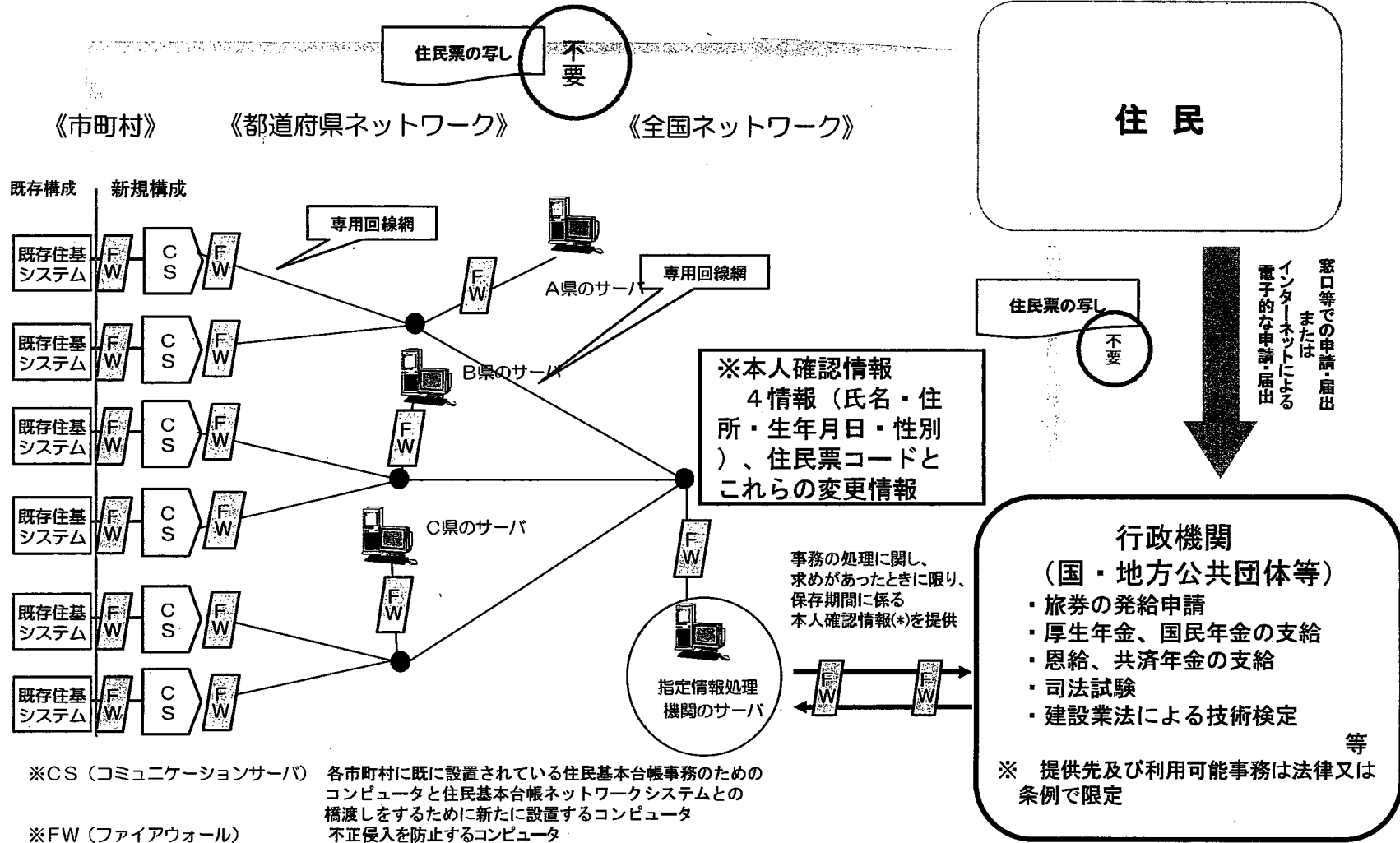
③ 児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金給付等の受給者等について、公的年金給付等の額に応じて、児童扶養手当の額の一部を支給する。

【施行期日】 1については平成27年4月1日（①については公布日）

2については平成26年10月1日（③については平成26年12月1日）

住民基本台帳ネットワークシステム

住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。電子政府・電子自治体の基盤として不可欠。



【住民基本台帳法】

(目的)

第1条 この法律は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(住民票の記載事項)

第7条 住民票には、次に掲げる事項について記載をする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四～六 [略]
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八～十二 [略]
- 十三 住民票コード
- 十四 [略]

(都道府県知事への通知)

第30条の5 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号及び第13号に掲げる事項(同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号及び第13号に掲げる事項(住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項)並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

(都道府県における本人確認情報等の利用)

第30条の8 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

- 一 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三、四 [略]
- 2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、

条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

3、4 [略]

(都道府県の審議会の設置)

第30条の9 都道府県に、第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下「都道府県の審議会」という。)を置く。

- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。
- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

【住民基本台帳法施行条例】

(審議会)

第2条 法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、山形県個人情報保護運営審議会とする。

【調査審議事項について(住民基本台帳法第30条の9第2項)】

- ア 住民基本台帳法上の権限事項(住民基本台帳法第30条の4第5項)知事が住民票コードに係る告知要求禁止違反又はデータベース構成禁止違反に対して中止命令を行う場合の意見提出
- イ その他の調査審議、建議事項(住民基本台帳法の施行に関する事務取扱要綱)
 - (ア) 本人確認情報の提供及び利用に関する条例の制定についての意見提出
 - a 県において利用する事務の範囲
 - b 提供先の機関と事務の範囲
 - (イ) 苦情処理体制のあり方や具体的な問題の処理、改善策等についての調査審議
 - (ウ) 本人確認情報の保護に関しての運用上、制度上改善すべき点についての建議